ことだが、既に県が、

市内の地

います。おいて監視をしていきたいと思

とに関して、今後は市内全域に

ことになります。

土砂採掘のこ

ので、今後も県での許可という

そちらは採石法によるも

城県から市へ移譲されるという

開発許可に係る権限が、茨

土採取事業規制

される見込みとなっています。 障のほか、処遇改善手当が支給

泉地区で砕石等を採取していまは該当がありません。山口、大

現在、

土採取関係について

き継ぐことになるのか。

ている場合は、そのまま市が引 域に土採取について許可を出し



掲載します。 た。その中から、 事案件などの審議を行いまし 補正予算や条例の改正、 主な質疑を

児童館の移管

る。今回、 ということだが、この経過につ幡児童館が市の管理から離れる 飯塚児童館、 市内には岩瀬中央児童館 、飯塚児童館及び上小館、上小幡児童館があ





公立認定こども園の移管

市の管理から離れ社会福祉協 ども園がある。やまと認定こど 部・やまとの3つの公立認定こ る。このような選択をした理由 議会へ移管することとなってい も園以外の2つのこども園は、 現在、市には岩瀬・岩瀬東

の役割、 受け入れなどが話し合われまし で3園のうち1園を残し、 管については、 の対応、真壁幼稚園廃止に伴う

う。

答

今後については協議していきま

いることもあり、

管理を含め、

難所、敷地は都市公園となって

瀬中央児童館は、東区3区の避 て協議をしていきます。また岩 るので、譲渡、貸し付けについ

を伺う。

やまと認定こども園の移 例えば重度な加配児へ 検討委員会の中 公立



地に建てられており、無償で借

用しています。

地元の要望もあ

た。市の中心にあるやまと認定 で補うこととします。 こども園を公立として残すこと

元が長年、

限り残してほしいとのことでし

てきた経緯があり、使用できる

た。飯塚児童館は飯塚の共有地

上小幡児童館は神社庁の土

いて伺う。

飯塚・

上小幡児童館は、 会館として使用し

財産の無償貸与

の身分はどのようになるのか伺 うな違いがあるのか。また、 民の社会福祉協議会へ移管して 業者へ移管する場合と、 在こども園で働いている保育士 無償貸与する場合とではどのよ 制度を導入する場合、 認定こども園の指定管理者 また民間 半官半 現

トとなります。また財産の無償象とならず、財政的なデメリッ替えや改修時に国・県の補助対 協議会へ移管する場合に違いは 者へ移管する場合と、社会福祉 貸与については、通常の民間業 維持管理や人件費、 指定管理者制度も検討しました ありません。 民営化とは異なり、施設の 認定こども園については 施設の建て

規職員は『桜川市職員の公営法保育士の身分については、正 協議会の臨時職員として現給保 派遣され、 綱』に基づき、 人等への職員派遣等に関する要 臨時職員は社会福祉 出向という形で

審議された議案と結果

岩瀬認定こども園

岩瀬東部認定こども園

授用市立 岩液協定ことも面。

国 FJX こ ! ** C FJX ア ! C	
平成31年度予算	
一般会計	可決
国民健康保険特別会計	可決
農業集落排水事業特別会計	可決
公共下水道事業特別会計	可決
介護保険特別会計	可決
介護サービス事業特別会計	可決
後期高齢者医療特別会計	可決
水道事業会計	可決
病院事業会計	可決
平成30年度補正予算	
一般会計(第7号)	可決
国民健康保険特別会計(第4号)	可決
農業集落排水事業特別会計(第4号)	可決
公共下水道事業特別会計 (第3号)	可決
介護保険特別会計(第3号)	可決
水道事業会計(第4号)	可決
病院事業会計(第1号)	可決
	•

第1回定例会(3月5日~3月15日)	
条例の制定・改正	
県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する 条例	可決
地区計画の区域に係る建築物の制限を定める条例	可決
職員の給与に関する条例等の一部改正	可決
特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正	可決
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	可決
手数料徴収条例の一部改正	可決
医療福祉費支給に関する条例の一部改正	可決
児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
市立認定こども園の設置及び管理に関する条例の 一部改正	可決
土採取事業規制条例の一部改正	可決
体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正	可決
人事・その他	
農業委員会委員の任命(18件)	同意
筑西広域市町村圏事務組合規約の変更	可決
財産の無償貸付	可決
平成30年度県西総合病院組合事業決算認定	認定
工事請負契約の締結の議決事項の変更	可決